

【7】災害時および交通機関の運休時の措置について

		平常時	始業前	授業時間中	放課後	考查期間中	始業前
「暴風警報」・「特別警報」		「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分までに解除	通常通り			「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分までに解除	通常通り
		「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分～午前10時に解除	始業時間の繰り下げ ※警報解除の 2時間後 から授業開始				
		「暴風警報」又は「特別警報」が 午前10時現在で発令中	臨時休校			「暴風警報」又は「特別警報」が 午前6時30分現在で発令中	臨時休校
		「暴風警報」又は「特別警報」が発令された	登校中の場合は、自宅又は学校のいずれか安全な方に向かうこと。 それも危険な場合は通学途上の避難場所に向かうこと。	暴風警報⇒すぐに帰宅 特別警報⇒学校で待機	暴風警報⇒すぐに帰宅 特別警報⇒学校で待機		
地震		震度4以下 の地震が発生した場合	通学途上の安全を確認して登校	原則、安全確認後に授業を継続	安全確認後に判断	震度4以下 の地震が発生した場合	通学途上の安全を確認して登校
		震度5弱・震度5強 の地震が発生した場合	自宅待機	原則、学校で待機 安全確認後に判断	放送による指示⇒安全確認後すぐに帰宅	震度5弱・震度5強 の地震が発生した場合	臨時休校
		震度6弱以上 の地震が発生した場合	臨時休校			震度6弱以上 の地震が発生した場合	
災害に半つ交通機関の運休等 (計画運休を含む)		「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 午前6時30分現在で運転見合わせ の場合	自宅待機				
		「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 午前10時までに運転再開 した場合	始業時間の繰り下げ ※運転再開の 2時間後 から授業開始				
		「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 午前10時現在で運転見合わせ の場合	臨時休校			「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 午前6時30分現在で運転見合わせ の場合	臨時休校
		「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 遅延 している場合	遅延の程度を考慮し、始業時間の繰り下げもあり			「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が 遅延 している場合	遅延の程度を考慮し、 考查時間割の繰り下げも含めて検討

- ※1 暴風警報・特別警報の発令地域は、学校所在地（泉州地域）又は居住地の市町村とする。
- ※2 学校所在地（堺市西区）又は居住地に「避難勧告」又は「避難指示」が出ている場合は、避難を最優先に対応する。
- ※3 地震については、大阪府域のいずれの地域であっても、表に示した震度の場合は適用する。
- ※4 南海線（本線・高野線）、泉北高速鉄道及び路線バスについては、運転状況により個別に判断・対応する。